

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月1日認可した。

令和4年12月9日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西鹿庭地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平野池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒木地区